

日本法中毒学会会則

第1章 総則

[名称]

第1条 本会は日本法中毒学会と称し、国際法中毒学会（The International Association of Forensic Toxicologists: TIAFT）日本支部を兼ね、英語名をJapanese Association of Forensic Toxicology（JAFT）とする。

[事務局]

第2条 本会は事務局を理事長の所属する機関もしくは理事長の指定するところに置く。

第2章 目的及び事業

[目的]

第3条 本会は会員の研究発表、知識の交換、会員相互間の連絡提携を通じて、法中毒学に関する学術の進歩、普及に寄与することを目的とする。

[事業]

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年会を含む学術集会の開催
- (2) 会誌「Forensic Toxicology」の刊行
- (3) 内外の関連学会との連絡及び協力
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

[会員]

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同し、所定の手続きをした個人
- (2) 学生会員：本会の目的に賛同し、所定の手続きをした学生または大学院生
- (3) 名誉会員：別に定める規定により、本会から名誉会員の称号を贈られた者
- (4) 賛助会員：本会の目的に賛同し、かつその事業を後援する団体または個人
- (5) 特別賛助会員：本会の目的に賛同し、かつその事業を特別に後援する団体

第6条 本会の正会員、学生会員、賛助会員または特別賛助会員になろうとする者は、会員の推薦により、所定の入会申込書に必要事項を記載し、その年度の会費を添えて本会事務局に提出しなければならない。

[会費]

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納入を免除される。

第8条 既納の会費はいかなる理由があっても、これを返還しない。

[会員の資格喪失]

第9条 会員は次の理由があるときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会手続きが完了したとき
- (2) 原則として2年間会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 死亡したとき

[除名]

第10条 会員が次の各号の一つに該当するとき、理事長は評議員会の議決を経て、当該会員を除名できる。

- (1) 本会則に違背したとき
- (2) 本会の名誉及び信用を傷つける行為があったとき

第4章 役員

[役員]

第11条 本会には次の役員を置く。

理事15名以上20名以内（理事長、副理事長を含む）、年会長理事1名、監事2名

2 本会の役員の任期は3年とし、選任された年の本学会の年会の翌日より、任期満了年の年会終了日までとする。ただし再任を妨げない。

3 年会長理事の任期は、前年度年会開催時の理事会から当該年会終了までとする。

[理事、理事長]

第12条 理事は法医学分野、薬学分野、警察分野及びその他の分野から地域、年齢を考慮して別に定める規定により選出する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選で選出し、評議員会の承認を経るものとする。

3 理事長は本会の会務を総理し、本会を代表する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。

4 理事長は理事会の承認の下、特任理事1名を指名できる。また、理事会が学会にとって特に必要と認めた場合、理事長は、その目的を冠した特命理事を指名できる。ただし、任期はいずれも理事長の任期と同じとする。

5 理事（特任理事、年会長理事を含む）は理事会を組織し、本会の会務を議決し、執行する。

6 年会長理事は年会を主催し、年会終了後は担当年度の概要と収支決算を理事会、評議員会、総会で報告する。

[監事]

第13条 監事は、別に定める規定により選出する。

2 監事は本会の会計及び会務執行を監査する。監事は理事会の議決権を有しない。

[幹事]

第14条 理事長は理事会の承認の下、幹事1名を指名できる。ただし、任期は理事長の任期と同じとする。幹事は理事長を補佐して経常事務を掌理する。幹事は理事会の議決権を有しない。

第5章 評議員

[評議員]

第15条 評議員総数は、会員に見合う数とし、別に定める規程により正会員の中から選出する。

- 2 評議員は、評議員会を組織し、会則に従って重要事項を審議、決定する。
- 3 任期は3年とし、再任を妨げない。

第6章 会議

[総会]

第16条 理事長は毎年1回年会会期中に総会を招集し、その議長となり、理事会及び評議員会における審議決定事項を報告する。

- 2 次の事項は総会の承認を必要とする。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 財産目録及び貸借対照表
 - (4) 会則の変更ならびに本会の解散
 - (5) その他、理事会で必要と認めた事項
- 3 総会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

[理事会]

第17条 理事会は原則として年会に先立って理事長が招集する。議長は理事長がこれに当たる。

- 2 理事会は構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。ただし、当該議事につき、予め、書面もしくは電子システムで意思を表示したものは出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

[評議員会]

第18条 理事長は、原則として毎年1回、年会開催に合わせて評議員会を招集し、その議長となる。

- 2 評議員会は、本条第4項(4)を除き、評議員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、当該議事について書面もしくは電子システムをもって、予め意思を表示したものは出席者とみなす。
- 3 評議員会の議事は、本条第4項(4)を除き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 評議員会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算

- (3) 財産目録及び貸借対照表
 - (4) 会則の変更ならびに本会の解散
 - (5) 名誉会員の承認、理事の任命
 - (6) その他、理事会で必要と認めた事項
- 5 名誉会員は評議員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

[理事会報告]

第19条 理事会報告は議長がこれを作成し、それぞれ出席者代表2名以上の承認を得た上で本会ホームページ、会員専用ページ上に掲載する。

第7章 委員会

[種別]

第20条 本会は、本会の目的を達成するために委員会を置く。

- 2 本会の委員会は、常置委員会とする。
- 3 常置委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 編集運営委員会
- (3) 顕彰委員会
- (4) 倫理委員会
- (5) 広報委員会

4 理事長が必要と認めたときは、前項の常置委員会の他に特別委員会を置くことができる。

[委員長・委員]

第21条 委員長は、理事会において理事の中よりこれを選任する。

- 2 委員は、正会員の中より委員長がこれを推挙し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。

第8章 会計

[経費]

第22条 本会の経費は、年会費、各種補助金及び寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

[予算]

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長がこれを作成し、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様である。

[決算]

第24条 本会の収支決算は、理事長が作成し、監事の意見を付け、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

[会計年度]

第25条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第9章 会則の改正

第 2 6 条 本会則の改正は、委任状も含め、3分の2以上の評議員の出席する評議員会において、出席評議員の3分の2以上の賛同を得たのち、総会において過半数の賛同をもってこれを行う。

第 2 7 条 本会則は総会で承認された日の翌日より施行される。

第 1 0 章 本会の解散

第 2 8 条 本会の解散は、委任状も含め、3分の2以上の評議員の出席する評議員会において、出席評議員の3分の2以上の賛同を得たのち、総会において過半数の賛同をもってこれを行う。

附則

この会則は、平成 22 年 7 月 24 日から施行する。

平成26年7月4日一部改正

平成27年6月26日一部改正

平成28年7月2日一部改正

平成29年7月7日一部改正

平成30年7月7日一部改正

令和元年7月27日一部改正

日本法中毒学会会則施行細則

第1章 評議員の選出

第1条 日本法中毒学会は、会則第5章、第15条に基づき評議員を置く。

第2条 評議員は新評議員を推薦することができる。候補者の資格は原則として継続5年以上日本法中毒学会会員であることならびに本学会誌に原著1編以上を掲載された者。ただし、理事会が認めた場合はこの限りでない。

第3条 評議員は、新評議員の推薦に際して、評議員会が開催される1月前までに下記の書類を理事長宛に提出するものとする。

(1) 推薦人の署名、押捺がなされた所定の申請書

(2) 研究業績一覧表

(3) 上記(2)における公表論文のうち、主たる論文5編の別刷各1部

(4) 提出書類はすべてPDF化し、CD-ROMで提出するとともに(1)については書面でも提出するものとする。

第4条 理事会は、上記3条により提出された書類をもとに新評議員候補者を選定する。

第5条 理事長は、選定された新評議員候補者について評議員会に諮り、新評議員を選定する。

第6条 評議員の任期は、審議の行われた年の定例評議員会の翌日から3年間とするが、本人による辞退の申し出のないかぎり継続する。ただし、続けて3年間、委任なしで評議員会に欠席の場合は、評議員の資格を失するものとする。

第2章 理事及び監事の選出方法

第7条 理事及び監事は、改選年度の4月1日時点で65歳未満の評議員の中から投票により選出し、得票上位者からその相当数を選任する。各分野の理事数は被選挙権のある評議員の割合で定める。得票同数の場合は会員歴の長い候補を当選者とする。会員歴が同じ場合は、年長者を当選者とする。また改選年度の4月1日時点で65歳未満であっても、すでに所属する機関の定年退職日を迎え、法中毒学領域での活動が困難な場合は被選挙権を有しない。再任を妨げない。

2 各分野の理事数は被選挙権のある評議員の割合で定める。

3 監事は、理事を選出後、評議員会において選出する。

第3章 名誉会員の推薦

第8条 名誉会員を推薦するときは、理事長が指定した期日までに、推薦者による推薦書及び被推薦者の履歴書（本人の署名による）を日本法中毒学会事務局に提出するものとする。

- 第9条 名誉会員として推薦する基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 本学会理事、監事、各種委員会委員長などを務め、本会の進歩発展に寄与した者
 - (2) 日本法中毒学会年会会長経験者
 - (3) その他、本会の進歩発展に著しく貢献した者

第4章 賛助会員

- 第10条 賛助会員の機関は会誌の購読、年会・総会への参加登録において正会員と同等の資格を有する。ただし、会員としての年会・総会への参加は1名のみとする。
- 2 特別賛助会員は賛助会員と同等の資格を有する。本会はその特別の貢献に対し、当該会員が作成した画像(団体名を表すロゴタイプなどで構成され、広報委員会が承認したものに限る)にリンクを付して本会ホームページに掲載する。

第5章 会 費

- 第11条 会員の会費は次のとおりとする。
- (1) 正会員は、年額7,000円とする。ただし、評議員は年額10,000円とする。
 - (2) 学生会員は、年額3,000円とする。
 - (3) 名誉会員は、会費の納入を必要としない。
 - (4) 賛助会員は、年額20,000円(一口)以上とする。
 - (5) 特別賛助会員は、年額50,000円とする。
 - (6) TIAFT会員は各自で直接TIAFTに会費を納めなければならない。

第6章 学 会 賞

- 第12条 本会に、学会賞を設ける。
- 第13条 本学会賞は、本会の会員であって、法中毒学の発展に関し顕著な貢献のあった者に授与する。
- 第14条 表彰は、本会総会において、理事長から賞状の授与をもってこれを行う。
- 第15条 選考は、これを理事会において行う。

第7章 吉 村 賞

- 第16条 本会に、吉村賞(学術奨励賞)を設ける。
- 第17条 本賞は法中毒学研究での優れた成果や本学会への貢献度と共に、今後の更なる研究発展が期待される者に授与する。
- 第18条 推薦者は、本会の会員とする。
- 第19条 被推薦者(自薦も可)は、募集締切の時点で5年以上継続して本会の会員であり、50歳以下(受賞年3月31日現在)の研究者とする。

- 第20条 研究業績の一部または全部が、日本法中毒学会もしくはTIAFT主催の学術集会、シンポジウム、招待講演等において発表されたもの、かつ「Forensic Toxicology」誌に筆頭著者として掲載されたものとする。
- 第21条 被推薦者は、下記の書類を顕彰委員会委員長に送付するものとする。
- (1) 所定の申請書
 - (2) 研究業績一覧表
 - (3) 推薦理由書（A4版用紙、縦置、横書で2,000字以内）
 - (4) 本人による「研究概要と研究の発展性、将来性について」の記述書（A4版用紙、縦置、横書で2,000字以内）
 - (5) 推薦研究業績に関する論文2報以上5報以内（学会誌・学術雑誌の原著論文で、Proceedingsは除く）
 - (6) 日本法中毒学会もしくはTIAFT主催の学術集会（シンポジウム、招待講演等を含む）で発表した講演の要旨2報以上5報以内
- 第22条 提出書類は全てPDF化し、CD-ROMで提出するとともに(1)については書面でも提出するものとする。
- 第23条 審査は、第21条により提出された資料をもって理事会で行い、被推薦者の中より毎年原則として2名以内を表彰する。
- 第24条 表彰は、本会総会において、理事長から賞状及び副賞の授与をもってこれを行う。
- 第25条 副賞は、5万円とする。
- 第26条 選考は、これを理事会において行う。

第8章 ブランデンベルガー・松本賞

- 第27条 本会に、ブランデンベルガー・松本賞（TIAFT参加支援）を設ける。
- 第28条 受賞人数は1～2名程度とし、賞金として一人10万円を支給する。
- 第29条 応募資格は、日本法中毒学会及び国際法中毒学会の会員で、その年のTIAFT年会に参加し、更に発表するもの。
- 第30条 応募者は所定の応募用紙とその年度のTIAFTでの発表予定要旨（英文）、法中毒学研究に関連する論文5報以内の目録を締め切り日までに顕彰委員会委員長に提出するものとする。
- 第31条 選考は、これを理事会において行う。ただし、選出後、TIAFT年会での発表が困難になった場合は、速やかに返却すること。

附則

この細則は、平成22年7月24日から施行する。

平成26年7月4日一部改正

平成27年6月26日一部改正

平成28年7月2日一部改正

平成29年7月7日一部改正

平成30年7月7日一部改正

令和元年7月27日一部改正